

(仮称) 白石小原陸上風力発電事業計画段階に係る計画段階配慮書  
に対する環境の保全の見地からの意見について

1. 水環境について

県境から福島市側の谷間に指定する茂庭地区簡易水道水源保護地域は、福島市上水道（茂庭地区）の水源であり、同地区に隣接する焼松山浄水場から茂庭地区の市民約400人へ供給する唯一の水源である。同浄水場は事業実施想定区域から約3.5 kmに位置することを認識し、水道事業に支障がないよう配慮すること。

また、事業実施想定区域は、摺上川ダム水源保護地域にも近接することから、水源に影響を及ぼさないか詳細に調査すること。

2. 地形・地盤について

流域を調査するとともに、開発にあたっては、工事期間中を含め、水害や土砂災害及び営農の妨げにならないよう十分な災害防止対策を講じること。

3. 騒音等について

風力発電機から発生する騒音及び低周波音について、福島市内への影響について、詳細に調査すること。

4. 景観について

(1) 事業計画の検討にあたっては、景観の保全について十分に配慮し、風力発電機が視認される可能性のある眺望点を本市の重要な観光資源である飯坂温泉及び信夫山等の中心市街地まで主要な施設等へ範囲を広げ、フォトモンタージュ（景観シミュレーション）等を活用し、景観上の影響を十分検討すること。

(2) 茂庭地区では、平成18年に「茂庭地区景観住民協定」を結び景観の保全に取り組んでおり、また、福島市と白石市の県境に位置する萬歳楽山は、住民の信仰の地でもあることから、景観保全の観点から茂庭地区住民の住宅のある箇所でも景観の予測をし、風力発電施設の設置場所を検討すること。

5. 動植物・生態系について

(1) クマタカ、イヌワシ等の希少猛禽類やコウモリ類、サンショウウオ等の動物や樹林、草地の植物等、重要な種への生息環境への影響について詳細に調査すること。

(2) 野生鳥獣（イノシシ、ニホンザル、ツキノワグマ等）による農業被害、生活環境被害対策として、鳥獣の行動範囲の調査をするとともに、風力発電施設の設置による影響について詳細に調査すること。